○煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件

(平成十六年九月二十九日)

(国土交通省告示第千百六十八号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十五条第一項第三号イ(1)の規定に基づき、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を次のように定める。

煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼 させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件

建築基準法施行令第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、 床裏等にある部分の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造とすること。
- 二 金属その他の断熱性を有しない不燃材料で造った部分(前号に掲げる基準に適合するものを除く。)にあっては、次のイ又は口に掲げる基準に適合していること。
 - イ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有 効に取り入れられる構造で防火上支障がないものとすること。
 - ロ 断熱性を有する不燃材料で覆い、有効に断熱された構造とすること。 附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成十六年政令第二百十号)の 一部の施行の日(平成十六年十月一日)から施行する。